

はじめに

アスベストはこれからの病気と言われています。建設労働者やその家族だけでなく、建物解体での飛散や曝露が社会問題となっています。民医連のどの院所にも、アスベスト関連疾患の疑いのある患者さんが来院されることを想定して、参考資料としてこの冊子を作成しました。ぜひお読みください。

I アスベスト診断支援ツール活用のお願い

2017年4月に全日本民医連労働者健康問題委員会がアスベスト関連疾患診断支援サイトを立ち上げました。このサイトは、アスベスト被害の可能性がある患者を一人も見落とさないように医療現場ですぐに使えて、患者支援に役立つものをめざしたものです。

臨床現場で診断のツールとして、また労災申請や健康手帳発行申請を具体的にすすめられるツールとして利用できるサイトです。医師だけでなく、事務、看護師、SWの利用も想定しています。アスベスト一般の基礎知識や石綿作業の写真など豊富な参考資料も掲載されています。フローチャート図をクリックすると制度の説明や各種診断・申請書の記載例を参照できます。昨年、あすかい病院でアスベストの労災申請を行った主治医の石橋医師からも「あのサイトは非常によかった」との声をいただきました。

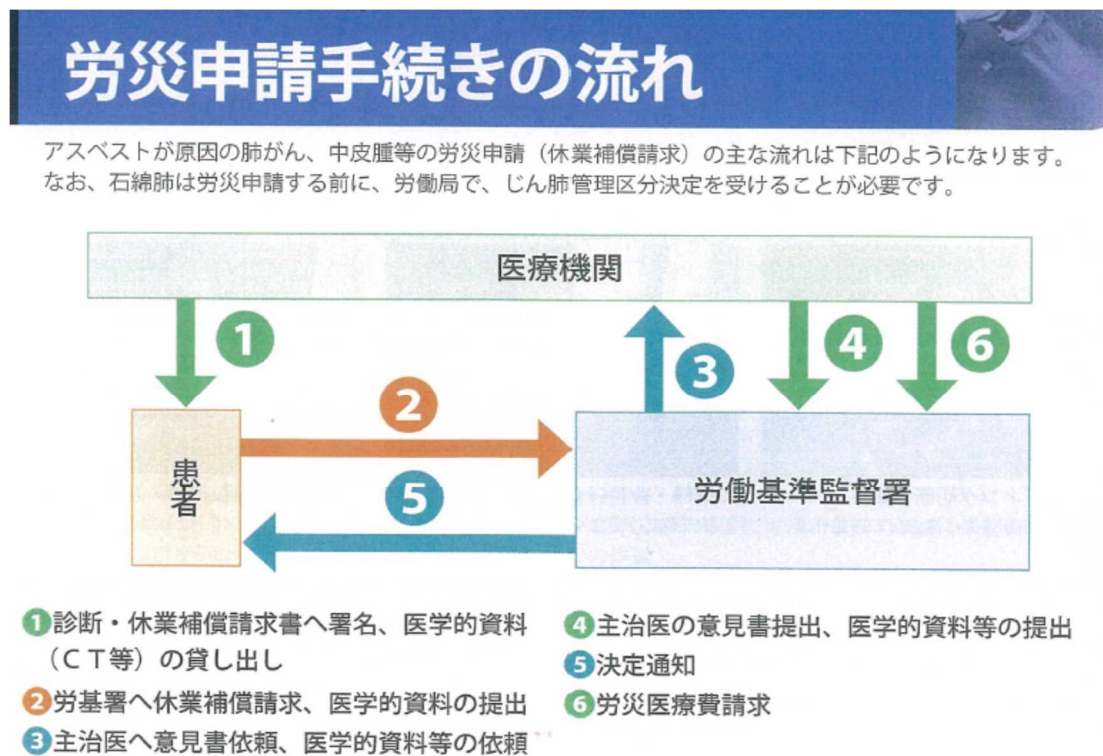


サイトへは、全日本民医連のホームページから「職員のページ」にある「アスベスト関連疾患診断支援サイト」のバナーをクリックして下さい。

Ⅱ アスベスト労災申請の手引き

院所から労災申請を行う一般的なケースは、下図のように、①患者さんの求めにより休業補償請求書(様式 8 号)への医師の証明を行う場合や⑥労災医療費請求(様式第 5 号)を行う場合です。申請後主治医への意見書依頼や医学的資料の提出依頼がされます。

それぞれの請求用紙は厚生労働省ホームページよりダウンロードするか、最寄りの監督署より入手できます。それぞれ請求期間があり、期限内に請求する必要があります。



（全建総連「医師・医療機関の皆様へ アスベスト疾患」パンフより）

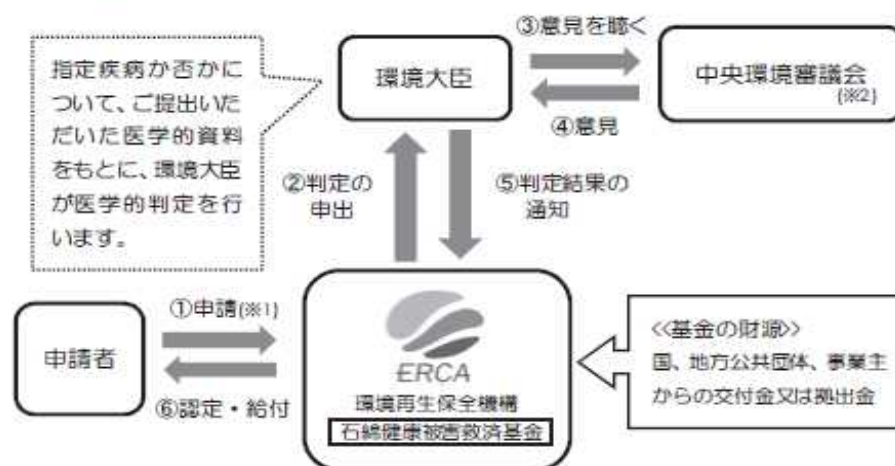
なお、石綿肺は労災申請する前に、京都労働局で、じん肺管理区分決定を受けることが必要です。本人の「じん肺管理区分決定申請書」等の申請書にエックス線写真(CD-ROM 不可※)、「エックス線写真の区分」「撮像表示条件確認表」等の提出が必要となります。

※京都の場合、じん肺管理区分決定での読影は、じん肺診査医がシャーカステン上で等身大の胸部エックス線写真を同じ大きさのじん肺標準エックス線写真集と比較して行うので、フィルム出力が必要で、高精細ディスプレイが労働局に無い現状では、CD-ROM に保存したエックス線写真では管理区分を決定することができません。また、通達で示されたメーカー・機種ごとの撮影条件・表示条件を守っていただかないと、昔のアナログ写真と同様の条件で撮影したことにならず、じん肺標準エックス線写真集との比較読影ができません。

Ⅲ 石綿(アスベスト)健康被害救済制度の申請の手引き

石綿(アスベスト)による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、医療費等の救済給付を支給する制度です。認定を受けると医療費自己負担や療養手当(103,870円/月)等の給付を受けることができます。詳細はアスベスト関連疾患診断支援サイトもしくは環境再生保全機構(ERCA)のホームページを参照願います。

○ 救済制度のしくみ



(※1) 郵送により機構に直接申請いただけるほか、各地の保健所、環境省の地方環境事務所においても受け付けています。

(※2) 中央環境審議会の石綿健康被害判定小委員会において医学的判定の調査審議が行われます。

● 医学的資料(主治医とご相談のうえ、下記の書類をご提出ください)

※ 主治医にご相談の際は、別冊の「医師・医療機関等の皆様へ～石綿健康被害者の救済へのご協力をお願いします～」をお渡しください。

※ 医学的資料の作成費用は、申請者の方のご負担となります。

① 必ずご提出いただくもの

診断書
〔判定様式第1号
または 第2号〕

※ 疾病ごとに様式が異なります。

**177線検査・CT検査
などの画像**
〔フィルム、CD-ROM
どちらでも可〕

病理診断書
〔病理組織診断報告書
細胞診断報告書〕

※ 可能な限り原本もご提出ください。

② 主治医の判断で資料を添付していただくもの

石綿計測結果報告書
〔肺内石綿小体、
肺内石綿繊維の
計測結果報告書〕

肺がんの場合に
主治医の判断で
ご提出いただく
場合があります。

その他
診断の根拠となった
検査結果など

中皮腫の場合には、必ずご提出ください。

(ERCA 石綿(アスベスト)健康被害救済制度認定申請の手引き」パンフより)

所定労働時間内に負た場合には、借及び差額について、当該負担した日を以て記載してください。

別紙①欄には、平均貸金、算定基準額以上に業務外の借付の増減等のために休業し、平均貸金、その期間及びその期間中に受けた貸金の額を算定基準額から除決して算出した平均貸金に相当する額が平均貸金の額を算定基準額に記載し、控除する期間及び貸金の内訳を別紙②欄に記載してください。この場合は借付の算定方法に準ずる平均貸金に相当する額を記載してください。

別紙②は、借金の貸金を受けた日（このうち上乗せ上の負債又は疾病によるもの）と所定労働時間のうちその部分についての平均貸金と日（例外的に「非労働日」という）がみられる場合に限り添付してください。

四、請求人が「特約加入者」であるときは、借付欄には、その人の給付金（年額）を記載してください。

五、借付欄に「借及び差額」の事項を証明することができるときは、その旨の資料を添付してください。

六、事業主の証明は受ける必要はありません。

七、第二回の借付欄（申請）の場合には、前回の借付又は申請後の分については記載してください。

八、借付欄に「借及び差額」は「付する必要はありません」。

九、別紙①（平均貸金算定表）は「付する必要はありません」。

十、借付欄（申請）が確定後である場合（事業のために労働できなかった期間の全部又は一部が離職前である場合を除く。）には、

表面の記入枠 を訂正したと きの訂正印欄	削 加	字 字	印
----------------------------	--------	--------	---

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日、提出代行者、事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

患者が労災申請（「休業補償給付支給請求」（8号様式）・等）を労働基準監督署に行うと全ての主治医にたいして「診断（意見）書」（下記）の提出依頼があり、併せて検査結果・レントゲン写真（X P）・CT画像・等の依頼もあります。迅速な対応等、ご協力をお願いいたします。

診断（意見）書記載例

IV-1. 診断（意見）書	
労働者の氏名・生年月日	昭和14年5月 3日
初診年月日	25年11月25日
主訴及び症状所見	右肺腺癌、手術を切腹予定 手術の予定に付して経過観察
病理検査	☐ 有 ☒ 無 ☐ 組織診（ ☐ 生検 ☐ 創検） 年 月 日実施 ☐ 細胞診（ ☐ 喀痰 ☐ 胸水） 年 月 日実施
診断	組織型 ☐ 扁平上皮がん ☐ 腺がん ☐ 小細胞がん ☐ 大細胞がん } 右肺に破達腺癌を
原発性	☒ 有 ☐ 無 } 胃、切腹術・待機中
胸膜ブランクに係る情報	☒ 有 ☐ 無
石綿小体・石綿組織に係る情報	☐ 有 ☒ 無 ・石綿小体 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 未検査 ・石綿組織 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 未検査 [有の場合その位置] [計測している場合] 平所肺・前縦肺 乾燥肺重量1gあたり 石綿小体 本 ☐ 不明 [採取場所] ☐ 上葉 ☐ 中葉 ☐ 下葉 縦断重量1gあたり 石綿小体 本 ☐ 不明 ・気管支肺動脈洗浄液(BALF) 石綿小体 本 / ml ☐ 無 ☐ 不明 計測実施機関
石綿肺の所見	☒ 有 ☐ 無 [所見の内容] 不規則陰影、肺動脈影P.
既往症・基礎疾患	がん
患者の石綿ばく露歴と発症（死亡）との因果関係に関する意見	内職工、製鉄大工として石綿含有建材を使用、直接的（直接）接触して石綿の暴露を受けたと見られる。
その他参考となる事項	

※ 複製となった資料の写しを添付して下さい。

添付資料 ☐診療録 ☐病理検査記録 ☐臨床検査結果 ☒X線写真 ☒CT画像 ☐その他 ()

平成 26 年 2 月 8 日

労働基準監督署長 殿

医師氏名